

国民健康保険から…

後期高齢者医療保険料 国民健康保険税 の納付方法

年金からの天引きから口座振替へ
変更することが可能に

所 得税・住民税の社会保険料控除は、支払った方に控除が適用されます。

後期高齢者医療制度の施行により、保険料がひとり一人の年金から天引きされることになったことで、世帯全体の税額が増額する場合があります。指摘されたことから、申し出により納付方法を口座振替へ変更することが可能になりました。

納付方法を変更することができるのは、国民健康保険税の納付実績が過去2年間未納のない方になります。

次の世帯の場合、後期高齢者

の方の保険料を年金からの天引きから世帯主の口座振替に変更することにより、世帯としての税負担が少なくなることがあります。ただし、世帯主が支払う社会保険料や所得税・住民税に影響する諸控除は、個々に異なりますが、これらを勘案しない収入の目安となる金額を示したもので、実際には税負担が少なからぬ場合があります。

■夫婦2人世帯

・世帯主 夫75歳年金収入のみ

妻75歳年金収入のみ

・所得税についての目安

妻の収入が年158万円以下

で、夫の収入が年206万円以上の場合

・住民税についての目安

妻の収入が年155万円以下

で、夫の収入が年222万円以上の場合

上の場合

■子と同居している夫婦3人世帯

世帯

夫75歳年金収入のみ

妻75歳年金収入のみ

・世帯主 子45歳事業収入のみ

・所得税についての目安

夫婦の収入が、それぞれ年

158万円以下で、子の事業所得が年154万円以上の場合

・住民税についての目安

夫婦の収入が、それぞれ年

155万円以下で、子の事業所得が年137万円以上の場合

■子供夫婦、孫2人と同居している夫婦6人世帯

夫75歳年金収入のみ

妻75歳年金収入のみ

・世帯主 子45歳事業収入のみ

子の配偶者45歳収入なし

孫二人17歳・11歳収入なし

・所得税についての目安

夫婦の収入が、それぞれ年

158万円以下で、子の事業所得が年293万円以上の場合

・住民税についての目安

夫婦の収入が、それぞれ年

155万円以下で、子の事業所得が年242万円以上の場合

詳しくは、後期高齢者保険料

／住民課国保医療係 ☎74-3002

3002・国民健康保険税/税

務財政課課税係 ☎74-3003



国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お使いの被保険者証の有効期限は、9月30日となっております。右記のとおり被保険者証の更新を行いますので、お近くの会場で新しい保険証と交換してください。

虻田地区の方で会場に来ることのできない場合は、9月29日以降、役場国保医療係窓口（本町地区、花和地区の方）又は洞爺湖温泉支所（温泉地区、月浦地区）で保険証の更新を受けてください。洞爺地区の方で会場に来ることのできない場合は、10月以降も洞爺総合支所で保険証の更新ができますが、早めに交換してください。

< 虻田地区 >

月 日	時 間	会 場
9月22日(月)	9:00~17:30	洞爺湖町役場
9月24日(水)	10:30~11:30	清水集会所
	13:30~14:30	虻田ふれ合いセンター
	15:00~16:00	本町生活館
	16:30~17:30	洞爺湖町役場
9月25日(木)	9:30~10:30	あぶたコミュニティセンター
	13:30~14:30	泉集会所
	15:00~16:00	高砂集会所
9月26日(金)	16:30~17:30	入江集会所
	10:00~15:00	洞爺湖温泉支所
	15:30~16:30	月浦集会所
	15:30~16:30	花和集会所

< 洞爺地区 >

月 日	時 間	会 場
9月24日(水) から 9月30日(火)	9:00~17:30	洞爺総合支所